防衛装備庁公示第８６号
令 和 ８ 年 １ １ 月 ４ 日

令和８年度「弾火薬類」の契約希望者募集要領

弾火薬類の契約を希望する者は、下記に基づき応募して下さい。

分任支出負担行為担当官
防衛装備庁調達事業部
調達総括官　松原　泰孝
（公印省略）

記

１　装備品等の品名及び仕様書等
品　　名：１０式１２０ｍｍ戦車砲空包
仕様書番号：ＧＡＭ－Ｙ７２０００１Ｅ

２　応募に必要な資格
公募に応募できる者は、次に掲げる事項の全てに該当する者とします。
（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第７０条及び第７１条の規定に該当しない者であること。
（２）令和７・８・９年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の製造」の関東・甲信越地域の競争参加資格（以下「競争参加資格者」という。）を有する者であること。
（３）「入札及び契約心得」（平成２７年防衛装備庁公示第１号）及び契約条項等を熟知の上、契約を締結することが可能であること。
（４）大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
（５）前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
（６）本製造請負を実施するにあたり、関係法令の規定に基づく許可が必要な場合は、当該許可を有している者（許可の取得に向けて所管官庁との間で調整中である者を含む。）であること。
（７）本製造請負を実施するにあたり、独国ラインメタル社とライセンス契約を締結している者（締結に向けて調整中である者を含む。）であること。

3　応募方法

（1）応募する者は、別記様式の「契約希望申請書」（以下「申請書」という。）により応募するものとし、併せて次の項目を証明する具体的資料（以下「提出資料」という。）を提出しなければならない。

ア　審査資料一覧表

提出期限までに書面により提出（郵送による提出を含む。）すること。

イ　資格審査結果通知書

競争参加資格に係る資格審査結果通知書の写しを１部提出しなければならない。

ウ　製造計画書

当該装備品の製造計画書（実施態勢を証明できる資料（製造方法、製造工程、製造管理体制、保安体制、下請負等の必要な資料）を含む。）を提出しなければならない。ただし、当該装備品の防衛装備庁との契約実績がある場合で、製図態勢に変更が無いと認められた場合は、製造計画書の提出は不要とします。

なお、希望する品目において官の支援を希望する者は、支援を希望する旨を別途書面にて提出してください。

エ　法令の基づく許可等

武器等製造法、火薬類取締法等の許可書の写し。ただし許可書の取得に向けて所掌官庁と調整中の者は、調整中であることを証明する資料（下請負者を含む。）

オ　技術提携

応募する品目の製造にあたり独国ラインメタル社とライセンス契約を締結していることを証明する文書等の写(ライセンス契約の締結に向けて外国企業等と調整中の者は、調整中であることを証明する資料。)。

（2）提出資料　提出期限までに提出先に１部を持参又は郵送してください。

（3）提出期限　令和８年１１月２４日（火）１７時００分

（4）提出時間　土曜日及び日曜日並びに祝日を除く毎日、午前１０時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除きます。

（5）提出先

東京都新宿区市谷本村町５－１

防衛装備庁調達事業部武器調達官付弾火薬室

調達第３班　０３－３２６８－３１１１　内線３５６６６

メールアドレス：hazamasa7p@atla.dss.mod.go.jp

4　仕様書の貸出

（1）貸出場所　３（５）に同じ。

（2）貸出方法　２（１）～（７）までに示す資格を有する者に対し貸出を行います。

5　提出資料の審査等

（1）資料の提出者は、防衛装備庁の担当者から資料について説明を求められた場合にはその都度、説明しなければならない。また、追加資料等の提出を求められた場合には、正当な理由がある場合を除き、必要な資料等を提出しなければならない。

（2）資料の提出者は、防衛装備庁の担当者から製造態勢等の調査のために工場等（下請負者の工場等を含む。）に係る調査のための協力依頼があった場合には、当該工場等への立ち入りを含め、調査に協力しなければならない。

（3）提出された資料により、品目毎に、契約の円滑な履行能力の有無を審査します。

6　審査結果の通知

（1）資料を提出した者に対し、指名候補者の資格の有無について審査した結果を通知します。

（2）指名に当たっては、防衛省所管契約事務取扱細則（平成１８年度防衛庁訓令第１０８号）第１７条及び第１８条の規定を適用します。

7　審査結果の疑義に対する処理

（1）審査結果に対し疑義がある場合は、分任支出負担行為担当官に対して、以下により書面をもって説明を求めることができます。

ア　提出期限　審査結果の通知を受領した日の翌日から起算して５日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）第１条に規定する行政機関の休日を含まない。以下同じ。）

イ　提出場所　３の（５）に同じ。

ウ　その他　書面により提出（郵送による提出を含む。）してください（郵送の場合は当日消印有効。）。

（2）分任支出負担行為担当官は、審査結果に対する疑義について説明を求められたときは、前号の最終日の翌日から起算して５日以内（休日を含まない。）に説明を求めた者に対し書面により回答します。

8　再苦情の申立て

（1）７の（２）の説明に不服のある者は、審査結果に対する疑義に係る書面を受け取った日の翌日から起算して７日以内（休日を含まない。）に、書面により分任支出負担行為担当官に対して再苦情の申立てを行うことができます。

（2）分任支出負担行為担当官は、再苦情の申立てをされたときは、前号の最終日の翌日から起算して７日以内（休日を含まない。）に再苦情の申立てをした者に対して書面により回答します。

９　提出資料等の取り扱いに関する留意事項

（１）提出資料に虚偽の記載をした者は、当該品目の入札等に参加させることが適当と認められなかった者とするとともに、防衛装備庁の他の指名競争又は随意契約の相手方としない場合があります。

（２）提出資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。

（３）提出された提出資料は返却しません。

（４）提出された提出資料は提出者に無断で他の目的で使用しません。

（５）原則として提出期限以降における提出資料の差替え及び再提出は認めません。ただし、審査の必要から当該項目に対する補足資料等を求めることがあります。

（６）提出資料に、自社製作図面以外の図面を使用する場合は、事前に版権等の必要な諸手続を済ませておくとともに、出図元を明記してください。

１０　応募者の義務等

（１）入札参加資格を有すると通知を受けた者は、必ず入札及び商議に参加し、合理的な金額を記載し提出しなければならない。

（２）応募者で契約相手方とならなかった者は、仕様書等貸与したものすべてを返却しなければならない。

（３）応募者は、貸出した仕様書等の内容で一般に公開されていない情報について、第三者に開示・漏洩してはならない。

１１　その他の注意事項

（１）現に指名停止を受けている者の下請負（下請負の届出によるものを除く。）については認めないものとします。ただし、真にやむを得ない事由を大臣官房衛生監、防衛政策局長又は防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではありません。

（２）品目については、今後、追加又は削除を行うことがあります。

別記様式

契約希望申請書

年　　月　　日

分任支出負担行為担当官
　防衛装備庁調達事業部
　調達総括官　松原　泰孝　殿

所 在 地
会 社 名
代表者名
担当者名
連 絡 先

当社は、防衛装備庁公示第　　号（令和　　年　　月　　日）に基づく、下記の調達品等の品目について、受注態勢が整っておりますので、同公示の記載内容を承諾の上、指名されることを希望いたします。

記

品　　目
１０式１２０ｍｍ戦車砲空包

添付書類：別紙「審査資料一覧表」

別紙

審査資料一覧表

提 出 日
会 社 名
担当者名
連 絡 先

1　資格審査結果通知書

2　実施計画書等
（1）実施予定工場名及び所在地
（2）製造技術（保有している技術）
（3）製造設備（保有している設備）
（4）専用治工具（保有している治工具等）
（5）製造管理体制（ＩＳＯ等）及び保安体制
（6）下請負予定会社、下請負予定会社所在地、下請負範囲

3　法令に基づく許可等（下請負者を含む）
（1）武器等製造法
（2）火薬類取締法
4　技術提携（提携先企業名、国名、技術援助契約期間、技術の内容）
5　契約実績一覧（類似品及び試作を含む）
6　提出資料一覧

（記入要領）
1　１枚で書ききれない場合は複数枚に渡ってもよい。
2　該当がない項目はその旨記入すること。
3　法令に基づく許可等の内容については、許可の種類、許可番号及び許可年月日を明記すること。
4　技術援助契約期間については、契約始期及び終期を明記すること。
5　製造設備及び専用治工具については、当該設備等を使用する工程等を付記すること。